様式第35号その3（第5条・第6条関係）

(表)

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 景観形成チェックシート(山並み)　1／2 | 　 |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物 | 配置 | ◆富士山や周辺の山々の眺望を阻害しないよう、建築物はできるだけ目立たないよう配置に留意する。 | 　 |
| ◆敷地の許す範囲内で、道路境界線から5ｍ以上後退するものとし、道路に面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かな景観の形成に努める。 |  |
| ◆周辺の街並みとの連続性や調和に配慮した配置とする。 |  |
| ◆敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。 |  |
| 規模 | ◆国立公園区域内については、建築物等の高さについては富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針に定めるところによるものとする。 | 　 |
| ◆周辺の緑や背景となる山並みへの眺望に配慮した規模、デザインに努める。 |  |
| ◆高さは極力抑え、周辺の樹林を超えないようにする。 | 　 |
| ◆周囲の山々への眺望を出来るだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない。 |  |
| 形態意匠 | ◆周辺の山々の背景となる山並みのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努める | 　 |
| ◆屋根の形状は原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努める。 | 　 |
| ◆屋上の設備は外部から見えにくいよう壁面、ルーバーで覆う等の工夫をする。 | 　 |
| ◆屋外階段、ベランダ、配管類等の付帯設備は露出させないような工夫や、建築物本体や周辺景観との調和を図る。 | 　 |
| ◆周辺の基調となる建築物、工作物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫をし、周辺との調和を図る。 | 　 |
| 色彩等 | ◆建築物の基調色※並びに建築物の屋根に使用する色彩は景観計画別表の通りとする。ただし、木材、レンガ、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色は、この限りでない。 | 　 |
| ◆使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。 |  |
| 材料 | ◆外観及び外溝には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を出来るだけ避け、地域特有の材料や天然の材料を出来る限り用いるものとする。 |  |
| ◆周辺景観と調和し、耐久性、対候性に優れた材料を使用する。 |  |
| ◆鏡面等の反射光の強い素材は極力用いないよう努める。 |  |
| 屋外照明 | ◆照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に配慮し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に拡散しないよう配慮する。 |  |
| ◆光源で動きのあるものは、原則として避ける。 |  |
| 緑化 | ◆既存の樹木は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に活かす。 |  |
| ◆敷地境界には樹木等を活用し、フェンスや塀等による場合は出来るだけ低くして、自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮する。特に現状で生垣が形成されている集落沿道内では、やむを得ない場合を除き生垣とする。 |  |
| ◆使用する樹種は、周辺の樹林や緑地等、又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 |  |
| その他 | ◆駐車場、駐輪場、ゴミ置場、自動販売機、その他設置物等を配置する場合は、規模、デザインを周囲の景観と調和させるよう配慮すること。 |  |
| 　各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。※基調色とは、外壁の面積のうち最も大きな面積の色彩をいう。 |

(裏)

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 景観形成チェックシート(山並み)　2／2 | 　 |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 工作物 | 垣、柵、塀の類 | ◆地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。 |  |
| ◆できるだけ低くし、形状、意匠、色彩は、周辺の景観及び建物本体に調和したものとする。 |  |
| ◆擁壁類は、圧迫感を軽減させるデザインと自然素材の使用などで仕上げを行うとともに、緑化等で修景を行うよう努めること。 |  |
| 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 | ◆位置は、山並み景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにするなど、規模を出来るだけ小さくする。 |  |
| ◆電線・アンテナの類は、出来る限り共架に務め、電柱・鉄塔類の数を出来るだけ少なくする。 |  |
| ◆形状及び意匠は、出来るだけシンプルなものとする。 |  |
| ◆色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 |  |
| ◆鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽などにより遮へいし、目立たないようにする。 |  |
| 煙突、記念塔等の類 | ◆山や高原、樹林、農地、集落や家並みなど周辺や背景となる景観を損なわないことを基本とする。 |  |
| ◆位置は、道路及び隣地から出来るだけ後退させる。 |  |
| ◆高さは、周囲の景観を損なわないように、規模を出来るだけ小さくする。 |  |
| 遊戯施設、処理施設等の類 |
| ◆形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 |  |
| ◆色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。 |  |
| 太陽光発電設備 | ◆尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 |  |
| ◆太陽光発電設備の最上部は、出来るだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 |  |
| ◆上記のものの他、富士吉田市太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準による。 |  |
| 土地の形質の変更 | ◆土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 |  |
| ◆周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面などが生じないよう努める。 |  |
| ◆法面を必要とする場合は、出来るだけ緩やかな勾配（1：1.8程度）とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 |  |
| ◆擁壁等の工作物を設置する際には、擁壁前面への植栽や緑化法面との組み合せ等、無機質な表情を和らげる工夫する。 |  |
| ◆残地に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し活用するよう努める。 |  |
| ◆形質の変更終了後は、速やかに敷地の緑化に努める。 |  |
| 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | ◆掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 |  |
| ◆掘採取等にあたっては、周辺から出来るだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 |  |
| ◆掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。 |  |
| 屋外の堆積 | ◆位置は、道路等その他公共の場から出来るだけ離すとともに、規模を最小限に抑えるものとする。 |  |
| ◆積み上げにあたっては、出来るだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然とする。 |  |
| ◆敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 |  |
| 木竹の伐採 | ◆樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 |  |
| ◆既存の高木及び樹姿の優れた樹木は出来るだけ残すとともに、まとまりを持たせて残すよう努める。 |  |
| ◆道路に面する部分の伐採は避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。 |  |
| 注　各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。 |